

# 会議の傍聴要領

## 傍聴手続について

- 1 定員 5名
- 2 申込方法 電話受付・先着順（定員になり次第終了）
- 3 受付期間 令和8年7月6日（月）から10日（金）  
午前8時30分から午後5時15分まで  
（土、日は除く）
- 4 申込先 青少年対策室 電話：048-258-1115（直通）

※ 審議会の傍聴をする方は、会議開催時刻の10分前までに氏名を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。事情によっては変更する場合があります。

## 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 録音、撮影等をしないでください。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- 6 携帯電話は、マナーモード等に設定し入場してください。
- 7 その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

## 会場の秩序維持

傍聴人がこの要領に違反したときには、退場していただくことがあります。